

第 2 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年5月23日（金）午後 1 時30分

場所 西木村総合開発センター 集会室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 あ い さ つ

3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て

4 . 議 題

報告第 1 0 号 専門部会名簿について

報告第 1 1 号 合併協議会スケジュールについて

協議案第 5 号 新自治体の名称について

協議案第 6 号 新自治体の事務所の位置について

協議案第 7 号 財産の取扱いについて

協議案第 8 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議案第 9 号 新市町村建設計画の概要について

その他

5 . 閉 会

報告第10号

専門部会名簿について

専門部会名簿については、別紙のとおりとする。

専 門 部 会 名 簿

部会名	町村名	職 名	氏 名	備 考	部会名	町村名	職 名	氏 名	備 考		
総務企画部会	田沢湖町	主幹兼総務課長	羽川 昭紘		産業観光部会	田沢湖町	農林課長	下総 芳則			
		主幹兼企画振興課長	浦山 清悦				観光商工課長	佐藤 善昭			
		税務課長	田口 威徳				主幹兼企業課長	田口 良弘			
		収入役室長	鈴木 謙勇				農業委員会事務局長	藤原 一良			
		神代出張所長	田口 和宏			角館町	産業主幹	大山 誠			
		田沢出張所長	熊谷 直人				農政課長	佐藤 秋夫			
		議会事務局長	倉橋 典夫				商工観光課長	佐藤 強			
	角館町	総務主幹	大澤 隆			11	西木村	産業課長	布谷 毅久雄		
		総務課長	藤川 実					産業課参事	田口 正明		
		企画政策課長	藤木 春悦					建設課長	門脇 主彦		
		税務課長	花脇 栄一					産業課長補佐	高橋 新子		
		会計課長	小木田 隆					田沢湖町	建設課長	田口 陽一	
		議会事務局長	高橋 正市						主幹兼企業課長	田口 良弘	
	西木村	総務課長	野中 秀人			企業課参事	小松 一裕				
		総務課参事	田口 総一			角館町	建設課長		雲雀 芳幸		
		税務住民課長	佐藤 嘉朗				建設主幹兼まちづくり対策課長	伊藤 一長			
		出納室長補佐	新山 敦晃			上下水道課長	熊谷 一夫				
		議会事務局長	上藤 康庸			西木村	建設課長	門脇 主彦			
保健福祉部会	田沢湖町	町民課長	高田 秀市		8		環境課長	加藤 義規			
		福祉課長	千葉 継太郎			田沢湖町		教育次長	羽根川 覚		
		清眺苑施設長	村上 房男					生涯学習課長	茂木 正道		
		健康増進センター所長	伊藤 キエ子					教育課長補佐	成田 平彦		
		主幹兼田沢湖病院事務長	高田 光一					角館町	教育次長	山形 英一	
	民生主幹	藤原 房雄		教育課長	中村 清三郎						
	町民サービス課長	佐々木 功		文化財課長	佐々木 正巳						
	角館町	福祉課長	茂木 光夫		9	西木村	総合情報センター館長	佐藤 英作			
		公立角館総合病院事務長	西根 博和				学務課長	堀 加知美			
		西木村	税務住民課長	佐藤 嘉朗				生涯学習課長	橋本 勲		
			福祉課長	佐藤 文博				名簿：各町村の主な事業を統括する課長職等にあるもの			
	環境課長		加藤 義規								
	13		にしき園事務長	武藤 博夫							

合併協議会スケジュールについて

合併協議会スケジュールについては、別紙のとおりとする。

	平成15年度												平成16年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
合併協議会	協議会の設置、立ち上げ 第一回法定協議会	基本理念部分報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論	状況報告・議論					合併協定の調印	各町村議会で合併議決					合併協議会廃止の議決 町長職務執行者の選任				
					協議項目の協議・決定																						
					市町村建設計画案・財政計画案の協議									市町村建設計画の決定	協定の決定												
事務局業務・県との協議事項等	事務局設置	県事業量見込調査	始県支援室との連絡調整開始	の将来構想（新市計画案）の作成	（将来構想、財政計画案）を県支援室に説明								新市建設計画の事前協議（県支援室）								県議会にて当地区の合併議決	町併閉 村施行式・閉庁式準備開始（閉					
将来構想（新市建設計画案）の策定	将来構想の策定																										
新市建設計画の策定	新市建設計画の策定																										
事務事業の一元化	事務事業のすり合わせ、調整及び一元化																										
新例規立案・策定	例規のすり合わせ及び新例規立案																										
住民説明会					住民説明会									住民説明会													
啓発パンフレット・ダイジェスト版の作成					将来構想ダイジェスト版									建設計画ダイジェスト版													
合併協議会だよりの編集・印刷	平成15年度4回発行予定																										
電算業務統合計画	業者選定委員会開催	電算業務統合化計画策定			電算業務統合作業第 期				電算業務統合作業第 期				現行稼働システムとの平行稼働及びシステム検証作業														

現時点での大まかなスケジュール構成となっております。平成16年度については9月議会での合併議決した場合の新市誕生を設定しております。

専門部会の開催スケジュールについては現在調整中です。

電算業務統合計画における「業者選定委員会開催」の項は、電算統合に係るコンサルタント依頼の可否も含まれます。

住民説明会の開催は各町村。

協議案第 5 号

新自治体の名称について

新自治体の名称については、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定の方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。

協議事項	新自治体の名称	関係項目	
調整の内容			

留意事項	先進事例	備考
<p>新設合併の場合、現在の町村の法人格の全てが消滅し、新たな自治体として1つの法人格が発生する（合併特例法第2条第2項：市町村合併研究会 逐条解説）ため、新自治体の名称を定める必要がある。</p> <p>名称の定め方については、法律上、「地方公共団体の名称は、従来名称による。」（地方自治法第3条第1項）とされている以外特に規定がないことから、新設合併においては、現在の名称を使用することも新たな名称を定めることも基本的には自由にできる。</p> <p>いずれにしても名称の決定は、協議会における協議の積み重ね及び信頼関係の醸成が不可欠であるものと考えられる。</p>	<p>■あきる野市 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況だった。 小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p>■西東京市 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。 選定は困難を極めたが、①地理的イメージ、②地域的特徴、③歴史・文化、④市民の理想表現、⑤合併記念、⑥その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞り込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数をもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p>	<p>平成15年3月12日開催 第4回仙北北部合併協議会の確認内容</p> <p>「新自治体の名称は、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。 決定方法は、公募によらず現在の名称を基にして、法定協議会で協議のうえ決定する。」</p>

協議事項	新自治体の名称	関係項目	
調整の内容			

留意事項	先進事例	備考
	<p>■篠山市 任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に決定した。</p> <p>■あさぎり町 一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。</p>	

いずれかの合併市町村名を採用した例

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
北海道	富良野市	新設	S41.5.1	富良野市、山部町
	滝川市	新設	S46.4.1	滝川市、江部乙町
岩手県	北上市	新設	H3.4.1	北上市、和賀町、江釣子村
	盛岡市	編入	H4.4.1	盛岡市、都南村
	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
福島県	郡山市	新設	S40.4.1	郡山市、安積町、三穂田町、逢瀬村、片平村、喜久田村、日和田町、田村町、富久山町、湖南村、熱海町
千葉県	君津市	新設	S45.9.28	君津町、小堰村、小糸町、上総町、清和村
	鴨川市	新設	S46.3.31	鴨川町、江見町、長峽町
	富津町	新設	S46.4.25	富津町、大佐和町、天羽町
	茂原市	新設	S47.5.1	茂原市、本納町
茨城県	水戸市	編入	H4.3.3	水戸市、常澄村
	潮来市	編入	H13.4.1	潮来町、牛堀町
	つくば市	編入	H14.11.1	つくば市、荃崎町
新潟県	新潟市	編入	H13.1.1	新潟市、黒崎町
石川県	志賀町	新設	S45.11.1	志賀町、高浜町
山梨県	南部町	新設	H15.3.1	南部町、富沢町
長野県	長野市	新設	S41.10.16	長野市、篠ノ井市、川中島町、信更村、更北村、松代町、若穂村、七二会村
	飯田市	編入	H5.7.1	飯田市、上柳町
静岡県	富士市	新設	S41.11.1	富士市、吉原市、鷹岡町
	浜松市	編入	H3.5.1	浜松市、可美村
	静岡市	新設	H15.4.1	静岡市、清水市
兵庫県	加西市	新設	S42.4.1	加西市、北条市、泉町
	篠山市	新設	H11.4.1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
岡山県	建部町	新設	S42.1.15	建部町、福渡町
	倉敷市	新設	S42.2.1	倉敷市、児島市、玉島市
	備前市	新設	S46.4.1	備前市、三石町
広島県	福山市	編入	H15.2.3	福山市、内海町、新市町
	廿日市市	編入	H15.3.1	廿日市市、佐伯町、吉和村
	呉市	編入	H15.4.1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15.4.1	新居浜市、別子山村
福岡県	宗像市	新設	H15.4.1	宗像市、玄海町
熊本県	芦北町	新設	S45.11.1	葦北町、湯浦町
	熊本市	編入	H3.2.1	熊本市、北部町、河内町、飽田町、天明町
大分県	宇佐市	新設	S42.4.1	宇佐町、駅川町、四日市町、長洲町
鹿児島県	鹿児島市	新設	S42.4.29	鹿児島市、谷山市
沖縄県	名護市	新設	S45.8.19	名護町、久志村、羽地村、屋我地村、屋部村

* 富津町は後に市制施行

* 資料は、昭和40年3月29日(市町村の合併の特例に関する法律の施行日)から、現在までの合併事例

新しい名称を採用した例

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
岩手県	二戸町	新設	S47.4.1	福岡町、金田一村
秋田県	鹿角市	新設	S47.4.1	花輪町、十和田村、尾去沢町、八幡平村
宮城県	加美町	新設	H15.4.1	中新田町、小野田町、宮崎町
山形県	南陽市	新設	S42.4.1	宮内町、赤湯町、和郷村
福島県	いわき市	新設	S41.10.1	平市、磐城市、勿来市、常磐市、内郷市 四倉町、遠野町、小川町、好間町、三和村 田人村、以前村、久之ノ浜町、大久村
茨城県	つくば市	新設	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村
	ひたちなか市	新設	H6.11.1	勝田市、那珂湊市
	鹿嶋市	編入	H7.9.1	鹿島町、大野村 佐賀県鹿島市との同名回避
埼玉県	さいたま市	新設	H13.5.1	浦和市、大宮市、与野市
東京都	あきる野市	新設	H7.9.1	秋川市、五日市町
	西東京市	新設	H13.1.21	田無市、保谷市
新潟県	上越市	新設	S46.4.29	高田市、直江津市
山梨県	南アルプス市	新設	H15.4.1	白根町、若草町、櫛形町、甲西町、八田村 芦安村
長野県	木曾福島町	新設	S42.4.3	福島町、新開村
群馬県	神流町	新設	H15.4.1	万場町、中里村
静岡県	大東町	新設	S48.4.1	大浜町、城東村
愛知県	東海市	新設	S44.4.1	上野町、横須賀町
岐阜県	山県市	新設	H15.4.1	高富町、伊自良村、美山町
	瑞穂市	新設	H15.5.1	穂積町、巢南町
大阪府	東大阪市	新設	S42.2.1	布施市、牧岡市、河内市
	阪南町	新設	S47.10.20	南海町、東鳥取町
広島県	東広島市	新設	S49.4.20	西条町、八本松町、志和町、高屋町
	大崎上島町	新設	H15.4.1	大崎町、東野町、木江町
山口県	周南市	新設	H15.4.1	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町、
香川県	さぬき市	新設	H14.4.1	寒川町、長尾町、津田町、大川町、志度町
	東かがわ市	新設	H15.4.1	引田町、白鳥町、大内町
愛媛県	東予町	新設	S46.1.1	壬生川町、三芳町
熊本県	あさぎり町	新設	H15.4.1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮崎県	えびの町	新設	S41.11.3	飯野町、加久藤町、真幸町
沖縄県	沖縄市	新設	S49.4.1	コザ市、美里村
	久米島町	新設	H14.4.1	仲里村、具志川村

* 阪南町、東予町、えびの町は後に市制施行

* 資料は、昭和 40 年 3 月 29 日(市町村の合併の特例に関する法律の施行日)から、現在までの合併事例

協議案第 6 号

新自治体の事務所の位置について

新自治体の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。

なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

協議事項	新自治体の事務所の位置	関係項目	
調整の内容			

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
田沢湖町役場 ・住所 田沢湖町生保内字宮ノ後30 ・施設規模 地上3階 ・敷地面積 21,482.15m ² ・延床面積 2,615.87m ² ・駐車場 100台 ・竣工 昭和47年8月 ・同一敷地内の独立した他の施設 ○保健センター（地上3階） 延床面積 781.46 m ² 駐車場 4台 ○総合開発センター（地上2階） 延床面積 1,451.50 m ² 駐車場 75台 ○役場第2庁舎（地上1階） 延床面積 1,165.53 m ² 駐車場 70台 ○書庫、建設機械・バス等車庫 第2庁舎車庫	角館町役場 ・住所 角館町東勝楽丁19 ・施設規模 地上2階 ・敷地面積 1,658.3m ² ・延床面積 1,222m ² ・駐車場 16台 ・竣工 昭和36年6月 ・同一敷地内の独立した他の施設 ○西庁舎（地上3階） 延床面積 1,145.4m ² 駐車場 30台	西木村役場 ・住所 西木村上荒井字古堀田47 ・施設規模 地上2階 ・敷地面積 12,120m ² ・延床面積 1,587.17m ² ・駐車場 125台 ・竣工 昭和50年9月 ・同一敷地内の独立した他の施設 ○第2庁舎（地上1階） 延床面積 528m ² 駐車場 9台 ○総合開発センター（地上2階） 延床面積 879.3 m ² 駐車場 18台 ○倉庫 延床面積 60m ² ○第2車庫 延床面積 559m ²	<p>平成15年3月12日開催の第4回仙北北部合併協議会の確認内容</p> <p>各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。 本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。</p> <p>なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・各分庁舎で同一のサービスができるようにする。</p>

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
 - 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

- 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
 - 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

分庁舎

市役所又は町村役場の行政組織がいくつかの庁舎に分散して配置するもの。

先進市事例

つくば市

仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

北上市

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。

あきる野市

合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。

篠山市

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

西東京市

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

あさぎり町

関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。

南アルプス市

当分の間、櫛形町役場を本庁舎とする。新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署など市民の利便性を考慮する中で市民参加による審議会の設置など協議方法も含め速やかに検討を開始することとした。

あきる野市での事務所改修の例

平成 7 年に合併したが、平成 11 年から一般行政機能に加えて、危機管理に対応するために防災センター機能の独立や、まちづくりに市民参加を推進する拠点としてのコミュニティ機能を備えた庁舎建設を行い、平成 13 年に完成した。

旧五日市町にある庁舎は出張所に位置付け、市民総合窓口、福祉総合窓口、出納窓口を設置した。庁舎の 2 階・3 階については、地元住民を交えた検討委員会で活用方を検討した結果、地域住民のための交流センターとすることを決定し、2 億 7 千 3 百万円をかけて改修する予定。

篠山市の支所設置の例

篠山市支所設置条例(抜粋)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

(名称及び位置等)

第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置 385 番地の 1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住 344 番地の 1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田 240 番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉 7 番地の 1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田 14 番地の 1	旧今田町区域

篠山市支所事務分掌規則(抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、篠山市支所設置規則条例（平成 11 年篠山市条例第 8 号）第 1 条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当を置く。

城東支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
多紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
西紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	西紀分室担当
丹南支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
今田支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	

(職の設置)

第 2 条 支所に支所長を置く。

- 2 支所に次長を置くことができる。
- 3 担当に係長を置くことができる。

協議案第7号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新自治体に引き継ぐものとする。

協議事項	財産の取扱い	関係項目
調整の内容	3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新自治体に引き継ぐものとする	

現 況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
【財産】 公有財産 ・土地 1,730,981.24 m ² ・建物 62,449 m ² (役場庁舎、学校、幼稚園、福祉施設等) ・山林 601,901 m ² 立木蓄積量 28,323 m ³ ・物権 ・有価証券 (別紙1) (田沢湖高原リフト株式会社他) ・出資による権利 (別紙2) 物品 除雪用ショベルローダー他 債権 (別紙3) 基金 (別紙4)	【財産】 公有財産 ・土地 774,500 m ² ・建物 82,891 m ² (役場庁舎、学校、保育園、福祉施設等) ・山林 3,591,866 m ² 立木蓄積量 37,272 m ³ ・物権 ・有価証券 (別紙1) (花葉館他) ・出資による権利 (別紙1) 物品 マイクロバス他 債権 (別紙2) 基金 (別紙3)	【財産】 公有財産 ・土地 4,556,294.04 m ² ・建物 45,271 m ² (役場庁舎、学校、保育園、福祉施設等) ・山林 10,810,233.44 m ² 立木蓄積量 126,114 m ³ ・物権 地上権 207 m ² 温泉権 6 m ² ・有価証券 (別紙1) (秋田内陸縦貫鉄道株式会社他) ・出資による権利 (別紙2) 物品 研修バス他 債権 (別紙3) 基金 (別紙4)	
【債務】 地方債・企業債残高等 (別紙5)	【債務】 地方債・企業債残高等 (別紙5)	【債務】 地方債・企業債残高等 (別紙5)	

別紙1(有価証券)

田沢湖町				角館町				西木村						
田沢湖高原リゾート株式会社	117,200,000	円	6,000	株	東北電力株式会社	301,000	円	602	株	東北電力株式会社	87,500	円	175	株
秋田内陸縦貫鉄道株式会社	15,000,000	円	300	株	秋田放送株式会社	305,000	円	61	株	秋田放送株式会社	150,000	円	30	株
株式会社秋田食肉流通公社	70,000	円	7	株	秋田テレビ株式会社	500,000	円	50	株	株式会社秋田県食肉流通センター	60,000	円	6	株
玉川ダム湖総合開発株式会社	21,250,000	円	425	株	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	21,000,000	円	420	株	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	10,200,000	円	204	株
玉川リゾート開発株式会社	5,000,000	円	100	株	秋田食肉流通公社	70,000	円	7	株	株式会社西木村総合公社	40,000,000	円	800	株
株式会社玉川サービス	1,000,000	円	20	株	花葉館	63,000,000	円	1,260	株					
株式会社アロマ田沢湖	470,400,000	円	9,408	株	西宮家	30,000,000	円	600	株					
東北電力株式会社(財調基金)	991,600	円	2,403	株	県南環境保全センター	300,000	円	6	株					
株式会社秋田放送(財調基金)	465,000	円	93	株										
株式会社北都銀行(財調基金)	2,696,740	円	32,541	株										
合計	634,073,340	円	51,297	株	合計	115,476,000	円	3,006	株	合計	50,497,500	円	1,215	株

別紙2 (出資による権利)

田沢湖町		角館町		西木村	
出資による権利		出資による権利		出資による権利	
	平成13年度末残高		平成13年度末残高		平成13年度末残高
秋田県農業信用基金協会	4,450千円	秋田県農業信用基金協会	4,600千円	秋田県農業信用基金協会	2,510千円
秋田県土地改良振興基金	820千円	秋田県土地改良振興基金	780千円	秋田県土地改良振興基金	420千円
(社)秋田県肉用牛価格安定基金協会	1,600千円	(社)秋田県肉用牛価格安定基金協会	1,200千円	(社)秋田県肉用牛価格安定基金協会	1,100千円
(財)秋田県分析化学センター	23千円	(財)秋田県分析化学センター	24千円	(財)秋田県分析化学センター	13千円
秋田県町村土地開発公社	1,527千円	秋田県町村土地開発公社	1,670千円	秋田県町村土地開発公社	765千円
(社)秋田県青果物価格安定基金協会	400千円	秋田県野菜価格安定協会	100千円		
仙北東森林組合	15,618千円	仙北東森林組合	15,130千円	仙北東森林組合	18,100千円
秋田県信用保証協会	19,025千円	秋田県信用保証協会	22,025千円	秋田県信用保証協会	5,645千円
(財)秋田県林業労働対策基金	5,714千円	(財)秋田県林業労働対策基金	1,953千円	秋田県林業労働対策基金	3,267千円
(財)秋田県公的医療機関振興会	57千円	(財)秋田県公的医療機関振興会	64千円	(財)秋田県公的医療機関振興会	32千円
(財)秋田県労働者信用基金協会	1,850千円	(財)秋田県労働者信用基金協会	2,310千円	秋田県労働者信用基金協会	370千円
秋田県国際交流協会	1,418千円	秋田県国際交流協会	1,614千円	秋田国際交流協会	665千円
暴力団壊滅秋田県民会議	372千円	暴力団壊滅秋田県民会議	424千円	暴力団壊滅秋田県民会議	175千円
(財)秋田県臓器移植推進協会	1,120千円	(財)秋田県臓器移植推進協会	1,260千円	(財)秋田県臓器移植推進協会	520千円
秋田赤十字病院移転新築事業	1,122千円	秋田赤十字病院	1,339千円	秋田赤十字病院	544千円
(財)秋田県青年会館	665千円	新秋田県青年会館	756千円	(財)秋田県青年会館	311千円
(財)秋田県総合公社	636千円	(財)秋田県総合公社	500千円	(財)秋田県総合公社	384千円
(社)秋田県農業公社	1,800千円	(社)秋田県農業公社	1,700千円	(社)秋田県農業公社	1,800千円
(社)秋田県建設技術センター	30千円	秋田県建設技術センター	30千円		
秋田県国民健康保険団体連合会	3,574千円	秋田県国民健康保険団体連合会	4,774千円	秋田県国民健康保険団体連合会	2,378千円
		秋田おばこ農業協同組合	35千円		
(財)ふるさと情報センター	500千円			(財)秋田県環境緑化センター	29千円
秋田キャプテンサービス協会	100千円			秋田県出稼ぎ互助会	83千円
秋田県長寿社会振興財団	20千円			青少年育成秋田県民会議	300千円
雪センター	100千円				
合 計	62,541千円	合 計	62,288千円	合 計	39,411千円

別紙3 (債権等)

田沢湖町		角館町		西木村	
平成13年度末 債権現在高		平成13年度末 債権現在高		平成13年度末 債権現在高	
自治会館建設資金貸付金	328 千円	高齢者住宅整備資金貸付金	28,364 千円	西木村奨学資金貸付金	2,900 千円
障害者住宅整備資金貸付金	3,920 千円	母子家庭住宅整備資金貸付金	523 千円		
高齢者住宅整備資金貸付金	5,040 千円	障害者住宅整備資金貸付金	13,299 千円		
奨学資金貸付金	94,019 千円	高校入学準備貸付金	1,616 千円		
地域総合整備資金貸付金	76,775 千円	地域総合整備資金貸付金	38,760 千円		
(株)アロマ田沢湖無利子貸付金	50,000 千円				

別紙4(基金)

田沢湖町		角館町		西木村	
条例により設置		条例により設置		条例により設置	
	平成13年度末残高		平成13年度末残高		平成13年度末残高
財政調整基金	387,485千円	財政調整基金	275,000千円	財政調整基金	647,589千円
減債基金	355,708千円	減債基金	7,630千円	減債基金	107,795千円
国民年金印紙購入基金	2,000千円	国民年金印紙購入基金	500千円	国民年金印紙購入基金	13,000千円
老人福祉基金	15,295千円	地域福祉基金	215,031千円	地域福祉基金	147,000千円
土地開発基金	264,366千円	土地開発基金	102,581千円	老人福祉基金	20,906千円
奨学資金貸付基金	52,191千円	特別導入事業(肉用牛)基金	13,082千円	土地開発基金	80,000千円
畜産振興基金	8,512千円			肉用牛特別導入事業基金	9,529千円
イヌワシ基金	219,710千円			ふるさと創生基金	11,183千円
宝仙湖環境整備基金	5,024千円				
まちづくり基金	404,015千円	中山間ふるさと水と土保全基金	10,500千円	中山間ふるさと水と土保全基金	10,315千円
中山間ふるさと水と土保全基金	10,564千円			特定農山村地域総合支援事業基金	18,407千円
中山間地域活性化推進基金	0千円				
特定環境保全公共下水道事業基金	8,453千円	国民健康保険出産費資金貸付基金	1,000千円		
		国民健康保険事業財政調整基金	135,000千円	国民健康保険事業基金	122,067千円
国民健康保険事業財政調整基金	161,513千円	高額療養費貸付基金	3,000千円	国民健康保険高額療養資金貸付事業基金	4,000千円
国民健康保険高額療養資金貸付基金	6,000千円				
		地域振興事業基金	30,155千円	地域振興基金	58,507千円
				公有林整備基金	24,759千円
		文教施設整備基金	4,921千円		
		役場庁舎建設基金	237,151千円		
		美術作品等購入基金	6,500千円		
合計	1,900,836千円	合計	1,042,051千円	合計	1,275,057千円

田沢湖町	角館町	西木村
平成13年度末 地方債・企業債残高 10,893,894 千円 (普通会計) (7,064,553 千円) (上水道) (745,831 千円) (簡水) (211,788 千円) (病院) (93,000 千円) (介護) (6,820 千円) (公共下水) (2,313,245 千円) (特環下水) (392,457 千円) (温泉) (66,200 千円)	平成13年度末 地方債・企業債残高 16,025,102 千円 (普通会計) (10,210,944 千円) (上水道) (447,298 千円) (病院) (1,442,875 千円) (介護) (304,351 千円) (公共下水) (3,336,159 千円) (農集排) (283,475 千円)	平成13年度末 地方債・企業債残高 10,702,143 千円 (普通会計) (5,572,395 千円) (簡水) (966,113 千円) (介護) (467,851 千円) (農集排) (3,565,084 千円) (林集排) (114,200 千円) (個別排) (16,500 千円)
平成15年度当初 債務負担行為額 591,987 千円	平成15年度当初 債務負担行為額 1,283,824 千円	平成15年度当初 債務負担行為額 290,304 千円

協議案第 8 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	1 3町村の一般職の職員は、すべて新自治体の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新自治体において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。	

現 況			具体的な調整方法
田沢湖町 (平成15年4月現在)	角館町 (平成15年4月現在)	西木村 (平成15年4月現在)	
【職員の定数及び職員数】 定数内職員数 区分 条例定数 実配置 町長 120人 117人 議会 3人 3人 選挙管理委員会 1人 1人 監査委員 1人 1人 農業委員会 5人 4人 教育委員会 51人 45人 保育所 27人 26人 特別養護老人ホーム清眺苑 27人 27人 病院 65人 61人 診療所 12人 12人 企業職員 15人 12人 計 327人 309人	【職員の定数及び職員数】 定数内職員数 区分 条例定数 実配置 町長 193人 191人 議会 3人 3人 選挙管理委員会 1人 1人 監査委員 1人 1人 農業委員会 3人 3人 教育委員会 40人 31人 水道事業 9人 7人 病院事業 295人 283人 計 545人 520人 3町村条例定数 1,024人・実配置 979人 実配置の内 普通会計職員 506人(田沢湖192人・角館211人・西木103人) 公営企業等職員 473人(田沢湖117人・角館309人・西木47人)	【職員の定数及び職員数】 定数内職員数 区分 条例定数 実配置 村長 130人 129人 議会 2人 2人 選挙管理委員会 1人 1人 監査委員 1人 1人 農業委員会 2人 2人 教育委員会 16人 15人 計 152人 150人	

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
------	---------------	------	-------

調整の内容	<p>1 3町村一般職の職員は、すべて新自治体の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新自治体において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。</p>
-------	---

現 況			具体的な調整方法
田沢湖町	角館町	西木村	
<p>【職員の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職 主幹、課長、室長、出張所長、事務長、参事、施設長、課長補佐、農委事務局局長、事務次長、議会事務局局長、教育次長、公民館長、教育委員会の課長、町民会館長、図書館長、主査、診療所事務長、室長補佐、所長補佐、施設長補佐、係長、主任保育士、保育士、上席主任、主任、主任介護員、車庫長、主事、主事補 ・現業職 運転技師、庁務員、介護職員、校務員、看護助手、主任調理師、調理員、調理師、ボイラー技師、看護助手、電話交換手 ・医療職 院長、副院長、診療所長、科長、医師、歯科医師、薬局長、看護師長、薬剤師、技師、主任保健師、保健師、主任看護師、看護師、栄養士、助産師、歯科衛生士、准看護師、診療放射線技師、理学療法士 	<p>【職員の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職 主幹、教育次長、病院事務長、課長、参事、議会事務局長、農委事務局長、情報センター館長、課長補佐、室長、病院事務次長、事務局長補佐、情報センター館長補佐、所長、施設長、係長、主査、園長、館長補佐、主任、副園長、主任保育士、主事、保育士、 ・現業職 技術手、技術主任、校務員、校務主任、調理員、調理主任、調理師、介護員、介護主任、用務員、用務主任、ボイラー技士、ボイラー主任 ・医療職 院長、副院長、診療部長、科長、医師、薬剤科長、技師長、薬剤師、総看護師長、副総看護師長、主任看護師長、主任保健師、主任看護師、保健師、看護師、准看護師、作業療法士、放射線技師、理学療法士、栄養士、技能訓練士 	<p>【職員の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職 課長、室長、支所長、議会事務局長、農委事務局長、教育次長、事務長、参事、医師、課長補佐、主席主査、主査、主任、主事 ・現業職 運転員、用務員、介護員、主任運転員、主任用務員、主任介護員、上席運転員、上席用務員、上席介護員、車庫長 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>* 3町村共通は太字記</p> </div>	

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容	<p>1 3町村一般職の職員は、すべて新自治体の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新自治体において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。</p>		

現況			具体的な調整方法
田沢湖町	角館町	西木村	
給料表 行政職 8 級制 単労職 級制ナ 支給日 給料 毎月 21 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日 初任給 大卒 2 級 2 号給 171,500 円 短大 1 級 5 号給 149,200 円 高校 1 級 3 号給 139,500 円 級別職務分類 1 級 主事補・保育士・技師補・栄養士 2 級 主事・保育士・技師・栄養士 3 級 主任・主任保育士・ 4 級 係長・上席主任・保育所長、出張所 長補佐、施設長補佐 5 級 課長補佐・主査・診療所事務長 6 級 参事・室長・施設長・館長・教育委 員会の課長 7 級 課長、教育次長、事務長、事務局 長、出張所長 8 級 主幹 管理職手当 7・8 級 8%・6 級 6% 管理職特別勤務手当 7・8 級 8,000 円・6 級 6,000 円 扶養手当・住居手当・通勤手当 国と同様	給料表 行政職 8 級制 単労職 4 級制 支給日 給料 毎月 21 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日 初任給 大卒 2 級 2 号給 171,500 円 短大 1 級 5 号給 149,200 円 高校 1 級 3 号給 139,500 円 級別職務分類 1 級 主事・保育士 2 級 主事・保育士 3 級 主任・主任保育士 4 級 主任・副園長 5 級 係長・主査・園長・施設の長 6 級 課長補佐・事務局長補佐・室長・農委 事務局長・館長補佐・保育園長・施 設の長 7 級 課長・局長・参事・館長・病院事務次長 8 級 主幹・教育次長・病院事務長 管理職手当 8 級 8.1%・7 級(課長) 6.3% ・7 級(参事)4.5%・6 級 4.5% 管理職特別勤務手当 管理職手当受給者 8,000 円 扶養手当・住居手当・通勤手当 国と同様	給料表 行政職 8 級制 単労職 5 級制 支給日 給料 毎月 21 日 期末勤勉手当 6 月 30 日 12 月 10 日 初任給 大卒 2 級 2 号給 171,500 円 短大 1 級 5 号給 149,200 円 高校 1 級 3 号給 139,500 円 級別職務分類 1 級 主事 2 級 主事 3 級 主任 4 級 主査 5 級 主席主査 6 級 課長補佐 7 級 課長・室長・支所長・農委事務局長・ 教育次長・議会事務局長・事務長・ 参事・医師 8 級 課長・室長・支所長・議会事務局 長・農委事務局長・教育次長・事務 長 管理職手当 8 級課長 25,000 円 7 級課長・参事 18,000 円 管理職特別勤務手当 8 級 6,000 円・7 級 5,000 円 扶養・住居・通勤手当 国と同様	

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の給与
調整の内容	<p>1 3町村一般職の職員は、すべて新自治体の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新自治体において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。</p>		

現 況			具体的な調整方法
田沢湖町	角館町	西木村	
特殊勤務手当 町税事務、介護業務、看護業務、生活指導業務ほか 時間外勤務手当 単価計算 本給×12月/2080 ×1.25(勤務日) ×1.50(夜間午後10時～午前5時) ×1.35(休日週休日) ×0.25(夜間勤務) 期末手当 6月 155/100・12月 170/100 勤勉手当 6月 70/100・12月 70/100 退職勧奨制度 55歳から59歳で実施 (平成4年7月から施行 内規) (参考) 平成15年1月1日現在 ラスパイレス指数 87.7% 一般行政職平均給料月額 324,524円 一般行政職平均年齢 44.4歳	特殊勤務手当 社会福祉業務、賦課徴収事務、分任出納員事務ほか 時間外勤務手当 単価計算 本給×12月/2080 ×1.25(勤務日) ×1.50(夜間午後10時～午前5時) ×1.35(休日週休日) ×0.25(夜間勤務) 期末手当 6月 155/100・12月 170/100 勤勉手当 6月 70/100・12月 70/100 退職勧奨制度 年齢制限なしで実施 (平成14年2月1日から施行 要綱) (参考) 平成15年1月1日現在 ラスパイレス指数 89.7% 一般行政職平均給料月額 329,091円 一般行政職平均年齢 45.5歳	特殊勤務手当 税務職員、医師、看護師、介護員ほか 時間外勤務手当 単価計算 本給×12月/2080 ×1.25(勤務日) ×1.50(夜間午後10時～午前5時) ×1.35(休日週休日) ×0.25(夜間勤務) 期末手当 6月 155/100・170/100 勤勉手当 6月 70/100・70/100 退職勧奨制度 満59歳で実施 (平成10年10月16日から施行 覚書) (参考) 平成15年1月1日現在 ラスパイレス指数 88.0% 一般行政職平均給料月額 307,419円 一般行政職平均年齢 42.6歳	

一般職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第 27 条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第 28 条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定かある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進市事例

あきる野市

- ① 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- ④ 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差早正を行うものとする。

篠山市

- ① 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- ④ 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

西東京市

- ① 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。
- ④ 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

さいたま市

- ① 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

南アルプス市

6町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

ひたちなか市

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 新市の職員数については、定員数モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化に努めるものとする。
- (3) 職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、規整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

宗像市

- (1) 2市町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、引き続き新市の職員として身分を保有する。
- (2) 職員の定数については、新市の定員適正化計画を定めて、定員管理の適正化に努めるものとする。

あさぎり市

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数にちいては、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

東かがわ市

- (1) 3町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- (3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- (3) 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- (4) 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の是正を行う。

大崎上島町

- 一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引継ぐものとする。
- (1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、計画的に類似団体の規模に近づけるものとする。
 - (2) 新町における職名、職階、給与制度については、国、他の自治体の例を参考に、合併時まで調整し、統一する。

仁賀保・金浦町・象潟町合併協議会

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障する。

新市町村建設計画の概要について

「新市町村建設計画の概要」とは、合併協議会で策定する新市町村建設計画の全体像を整理したものです。新市町村建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律により、作成が義務付けられているものです。

今後、計画の概要に従ってその内容を具体的に協議、検討していきます。

序論

1 合併の必要性

日常生活圏の拡大に対応した広域的なまちづくり
地方分権時代に対応したまちづくり
住民ニーズの多様化・高度化に対応したまちづくり
合併（市制施行）の効果

2 計画策定の方針

計画の趣旨

○計画を策定することによって、3町村の速やかな一体化、地域の発展と住民福祉の向上を図る。

3町村の基本構想の精神を受け継ぐ。

新自治体の進むべき方向を詳細かつ具体的に示した内容については、新自治体発足後の基

本構想、基本計画などに委ねる。

計画の構成

主として「基本方針」、「施策」、「財政計画」で構成する。

計画の期間

○施策、財政計画の部分については、合併年度及びこれに続く10年度間のものとする。

その他の部分については、21世紀を展望した長期的視点に立ったものとする。

新自治体の概況

1 新自治体の概況

位置

面積

自然

歴史

産業

人口

新自治体の現状について説明

2 新自治体の課題

新自治体の課題について説明

主要指標の見通し

人口（総人口、年齢別人口、就業人口）

世帯数

今後5年から10年間の見通しについて説明する。

新市町村建設計画の基本方針

1 新自治体の将来像

新自治体が目指すべき将来的な姿を説明する。

2 新自治体の基本理念

新自治体が目指す将来像を説明する。

3 新自治体の土地利用の方向性

既存の集積や地域特性等を踏まえつつ、新自治体全体の視点から有効かつ合理的な土地利用を説明する。

新自治体の施策

将来像に対応した施策の体系

3町村の基本構想などを踏まえ、新自治体において基本となる施策について今後合併協議会において検討を行い具体化する。

新自治体における秋田県事業の推進

新自治体において秋田県が実施する施策について記載する。

今後秋田県と調整を行い、施策を具体化する。

公共施設の統合整備

基本方針

- ・ 住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する。
- ・ 地域の特殊性やバランス、財政事情を考慮し、逐次整備する。
- ・ 小中学校・保育園・幼稚園等についてはその施設の有効活用を含めて、今後統廃合について新自治体発足後検討を行う。

財政計画

普通会計ベースで合併年度及びこれに続く10年度間の財政見通しについて算出する。

前提としては、今後の経済見通し、各種制度の過去の伸び率等に留意する。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- （1）合併市町村の建設の基本方針
合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - （2）公共的施設の総合整備に関する事項
 - （3）合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 8 第6項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第4項及び第5項の規定は、第6項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

- 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

他の法定協議会の新市町村建設計画の取組み状況

- (1) 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 第2回（新市建設計画の策定方針(案)）
- (2) 本荘由利一市七町合併協議会 第2回（新市建設計画(その1)について）
- (3) 大曲仙北合併協議会 第1回（新市建設計画の策定方針(案)）
- (4) 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 第2回（建設計画審議会委員の選任について）